

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和5年1月27日(金)
10時12分開会 10時24分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・鈴木孝寿・橋本晃明・只野敏彦・深沼達生・
川上 均・山下清美・桜井崇裕・中河つる子・佐藤幸一・西山輝和・
中島里司
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 議 件
(1) 議長の選出について
- 6 会議録 別紙のとおり

(1) 議長の選挙について

中島臨時議長：ただいまより全員協議会を開催する。

議題については、先ほど本会議において提案している議長選挙についてである。会議規則等運用例第43項で、「議長及び副議長の選挙は、投票により行うのを例とする」と定められているが、今回についても、今まで行ってきたように、あらかじめこの協議会の場において選出方法等について協議をしたい。そのようなことで進めることでよいか。

(「異議なし」の声あり)

中島臨時議長：異議がないようなので進める。初めに、今回新しい議員もいるのでこれまでの経過をお知らせするが、前回と前々回は全員協議会の場において候補者の話を聞いて、本会議において投票により実施したところである。それでは選出方法について意見を伺う。発言をお願いします。

鈴木議員：指名推選でよいと思う。

中島臨時議長：他に意見あるか。

(発言なし)

中島臨時議長：ないようなので、指名推選ということで進めて良いか。

(「はい」との声あり)

中島臨時議長：それでは指名推選ということで投票を行うということにしたい。候補者の意見はどのようにするか。

鈴木議員：特に必要ないと思う。

中島臨時議長：暫時休憩する。

【休憩 10:15】

【再開 10:16】

中島臨時議長：休憩前に引き続き会議を開く。指名推選の方法について事務局より説明願う。

田本局長：指名推進による選出の方法の提案があった。指名推選による本会議場での方法についてあらかじめ説明する。指名推選による選挙については地方自治法第118条第2項に規定されている。臨時議長の方で指名をして、それに対して異議がないかどうかを諮るものとなっている。そこで異議がなければ当選、異議があれば投票によって選挙をするということになる。それをお含みおきいただいでご確認いただければと思う。

鈴木議員：指名推選については一回撤回させていただければと思う。推選ではなく推薦、

本会議での推薦ではなくこの場での推薦のつもりである。

中島臨時議長：この場で推薦をしていただくということによろしいか。本会議ではすぐ投票ということになるがご理解いただけただか。

(「はい」との声あり)

中島臨時議長：議長の選出については、この場で推薦する方がいれば推薦をしていただきたい。その結果により本会議で即投票にということにしたい。それでは、推薦したい方がいればこの場でお願いします。

西山議員：山下清美議員がよろしいと思う。

中島臨時議長：只今山下清美議員の推薦があった。他にあるか。

川上議員：前議長である桜井崇裕議員にお願いしたいと思う。

中島臨時議長：只今桜井崇裕議員の推薦があった。他にあるか。

(発言なし)

中島臨時議長：ないようなので、この場で候補者の話を聞かないでということであるが、特にこの場で何かあれば話をしていただければと思うが何かあるか。

(「なし」との声あり)

中島臨時議長：ないようであるので、そのようにさせていただきます。

中島臨時議長：以上で、全員協議会を終了する。なお、本会議の再開はこのまま移動して引き続き本会議を開催する。

【閉会 10：24】